

事 務 連 絡
令和3年5月11日

各都道府県バス協会
専 務 理 事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

緊急事態宣言の期間延長及び区域変更に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけ」の実施の周知について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言の発令に伴うバスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）における「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけ」については、令和3年4月26日付け事務連絡にて実施の周知を依頼したところですが、今般、5月7日に開催された第63回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等が決定されたことを受け、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添の事務連絡のとおり改めて呼びかけ実施の周知について依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者に対し当該呼びかけの実施について周知いただきますようよろしくお願いいたします。

《添付資料》

・国土交通省自動車局安全政策課長 事務連絡（令和3年5月10日付け）

※ 上記の事務連絡は、（一社）公営交通事業協会及び日本バスターミナル協会へも発出されています。